

(修正案)「おおさか環境賞」実施要綱

(目的)

第1条 大阪府環境基本条例(平成6年大阪府条例第5号)第14条の規定に基づく自主的な活動の支援のため、環境への負荷の低減や自然との共生、快適環境の創造など、自主的かつ積極的に他の模範となる環境の保全又は創造に資する活動に取り組んでいる個人若しくは団体(NGO、サークル、グループ等を含むみ、地方公共団体を除く。)、又は事業者に対し、その活動を賞し、奨励することを通して、豊かな環境づくりに向けた行動の輪を広げることが目的とする。

<以下変更なしのため省略>

(賞の対象となる活動)

第3条 この賞は、次の各号に該当する活動を対象とする。

(1) 府民活動

この賞の対象となる活動は、大阪府内で個人・団体が自主的に取り組む豊かな環境の保全又は創造に資する調査研究活動、教育啓発活動、実践活動、その他これに類する活動とする。ただし、大阪府外の活動であっても、大阪府内に住所を有する個人の活動又は構成員の大半が大阪府域に住所を有する団体の活動については、この賞の対象とする。

(2) 事業者活動

この賞の対象となる活動は、大阪府内で事業者が取り組む豊かな環境の保全又は創造に資する事業活動などとする。ただし、製品・技術の開発で自社のみの利益に限られるものや、省エネルギー・廃棄物削減などの活動で自社内に限られるものは除く。また、大阪府外の活動であっても、大阪府内に事業所を有する事業者の活動については、この賞の対象とする。

<以下変更なしのため省略>

(推薦等)

第5条 大阪府知事は、市町村長、豊かな環境づくり大阪府民会議に参加している府民団体、事業者団体及び関連団体等の長(以下「市町村長等」という。)に対し、この賞にふさわしい個人、団体又は事業者の活動について、推薦を依頼する。

2 市町村長等は、この賞の対象となる個人、団体又は事業者の活動があると認めるときは、下表に記載の推薦書を添付して、知事に推薦することができる。

区分	推薦書
府民活動	様式第1号
事業者活動	様式第2号

<以下変更なしのため省略>